

赤い羽根共同募金助成事業

じぶんの町を良くする

助成金交付のてびき

(令和5年度版)



この助成金は、京丹波町民の皆様にご協力頂いた共同募金が財源です。

京丹波町共同募金委員会

京丹波町和田田中6番地1

社会福祉法人京丹波町社会福祉協議会内

TEL 86-1444 FAX88-0037

赤い羽根共同募金助成事業
じぶんの町を良くする活動助成金の交付について

1. 助成の目的

誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進することを目的に、京丹波町の住民が主体的に取り組む地域福祉活動に対して助成金を交付します。

2. 助成対象の団体

町内の非営利活動グループ（ボランティアグループ、当事者組織、行政区・自治区、地域振興会などで代表者及び構成員の合計が3人以上）

※次のような団体は対象となりません

- ・政治・選挙・宗教・特定の思想の普及に関わる団体
- ・暴力団または暴力団員等が関与している団体
- ・団体としての実体のないもの

3. 助成対象となる活動

令和5年4月1日～令和6年3月15日に実施する以下の活動

- ① 見守り活動 ② 支え合い活動 ③ 居場所づくり
④ 地域防災活動 ⑤ 地域交流活動

※他の財源をもって実施することが適当と認められる場合は対象外とする。

〈活動例〉

- ・地域ぐるみの見守り活動、支え合い活動
- ・障がい者やひきこもりの人などのための社会参加の場づくり
- ・地域での防災に関する訓練や勉強会の開催など

4. 助成額

1 団体あたり上限5万円

※ただし参加費や会費など自己資金等が活用されていること。

※予算総額50万円。予算を超えて申請があった場合は、新規事業優先や各団体への助成額減額等があります。

5. 助成対象となる経費

科目	助成対象となる経費
謝礼金	講師への謝礼など
交通費	事業で必要となる電車・バス運賃、ガソリン代の実費など（ただし町外のみ）
消耗品費	事業で必要な用紙、文具など
材料費	事業で必要な材料代など
印刷費	チラシ、資料の印刷代など
通信費	郵便代など
損害保険料	行事保険など事業実施にかかる保険料（ボランティア保険は含まない）
賃借料	駐車料金、会場借り上げ料など
備品購入費	事業に必要な備品の購入など（見積書添付）
雑費	その他上記以外のもの

※ただし、団体の運営費用や飲食費・修繕費・人件費などは対象外とします。

6. 助成の財源

この助成金は住民の皆さまからお寄せいただいた『赤い羽根共同募金』が財源です。

赤い羽根共同募金は「京丹波の町が良くなってほしい」という住民の皆さまの気持ちが込められています。そのような気持ちを大切に、地域の課題解決に取り組む事業を赤い羽根共同募金は応援しています。

7. 書類提出期限

種類	提出期限	備考
申請書	令和5年7月14日（金）	
報告書	令和6年3月15日（金） ※最終期限です。	事業が終了次第、速やかに提出してください。

8. 選考方法

- ①書類審査・・・提出された申請書の内容を確認します。
- ②ヒアリング・・・審査会で活動内容や活動への思いなどについて質疑応答します。(10分程度)

※ヒアリングの詳細は、助成申請をされた団体にお知らせします。

9. 申請書・報告書の様式

- ①京丹波町社会福祉協議会各支所の窓口で配布しています。
- ②京丹波町社会福祉協議会ホームページからダウンロードしていただけます。(http://www.kyoshakyo.or.jp/kyotanba/)

10. その他

- ①赤い羽根共同募金の助成金を受ける団体の皆さまは、共同募金運動にご理解いただき、街頭募金等の共同募金啓発活動へご協力いただきますようお願いいたします。
- ②事業報告を最終期限までに提出されない場合は助成金が交付されません。

赤い羽根共同募金は
『**地域で集めた募金は、集めた地域のために使われる**』しくみです。

京丹波町でご協力いただいた募金の約8割が京丹波町を良くするための福祉活動に使われています。

残りの約2割は、京都府内の広域的な福祉活動などに使われています。

```
graph TD; A[募金 (集める)] --> B[募金委員会 (決める)]; B --> C[福祉活動 (活かす)]; C --> A;
```

1.1. 助成金交付の流れ

6月中旬 公募のお知らせ、申請書の配布



6月中旬～7月14日 申請書の提出

京丹波町社協各支所窓口へ提出してください。



7月28日(金) ヒアリング(面談)の実施

- ・申請内容を審査します。
- ・活動内容や活動への思いなどを直接伺います。
(※ヒアリングに必ずご出席ください。)
- ・詳細は申請団体にお知らせします。審査の結果、交付できないことがあります。



8月初旬 助成金交付決定等通知

- ・審査結果をお知らせします。



事業終了後 活動助成報告書の提出

- ・事業終了後、速やかに提出してください。※最終期限3月15日



報告書提出後 助成金交付

- ・報告書の内容を確認した後、助成金を指定の口座に振り込みます。
- ・活動実施の報告額が助成決定額を下回る場合は、減額変更があるものとします。

1.2. お問い合わせ・提出先窓口

お近くの京丹波町社会福祉協議会へお越しください。

窓 口	住 所	電 話	ファックス
社協本所(総務課)	京丹波町和田田中6番地1	86-1444	88-0037
社協丹波支所	京丹波町須知鍋倉1番地1	82-0126	82-2206
社協和知支所	京丹波町本庄今福13番地	84-1833	84-1980

令和〇年度赤い羽根共同募金助成事業

じぶんの町を良くする活動助成申請書

京丹波町共同募金委員会

会長 畠中 源一 様

申請者 団体名称 音楽サークルふれあい

団体代表者名 京丹波 花子 印

住 所 京丹波町〇〇 △番地

電話番号 〇〇-〇〇△△

下記のとおり令和〇年度赤い羽根共同募金助成事業に申請します。

事業名 (活動名)	ふれあいコンサート	
該当する活動 (あてはまるものに ○をつけてください。)	<input type="checkbox"/> ① 見守り活動 <input type="checkbox"/> ② 支え合い活動 <input type="checkbox"/> ③ 居場所づくり <input type="checkbox"/> ④ 地域防災活動 <input checked="" type="checkbox"/> ⑤ 地域交流活動	
事業(活動) の概要	実施時期	〇〇年〇〇月中旬 (※実施日が決まっている場合は記入ください。)
	実施場所	〇〇〇〇センター
	対象者 (あてはまるものに○ を入れてください)	1 高齢者 <input checked="" type="checkbox"/> 2 障がい児・者 3 児童・青少年 4 住民全般 5 その他 ()
	目的	視覚に障がいがあって出かける機会の少ない方やコンサートなど気軽に行けない方々に、プロの演奏家の生演奏を聴いていただき楽しんでいただくことを目的に実施します。
	実施内容	町内在住のピアノ演奏家による演奏や、小中学校合唱部による歌声を楽しんでもらい、癒しのひと時とする。また、懐かしい歌など一緒に合唱し音楽をたのしむ。

助成希望額	50,000 円 (上限5万円)
-------	------------------

収支計画

(単位：円)

	項 目	金 額	説 明
収 入	本助成金	50,000	
	自己資金	3,000	参加費1人100円
	計	53,000	

	項 目	金 額	説 明 (具体的に)
支 出	謝礼費	50,000	出演謝礼金
	賃借料	3,000	会場使用料
	計	53,000	

※備品購入の場合は見積書を添付してください。

申請団体の概要	設立年月日	平成22年4月1日	団体の構成人数	10人
	活動内容	誰もが当たり前に音楽にふれあえることを目指して、目の不自由な方と音楽をつなぐ取組みをしています。		
連絡先	担当者名	京丹波 太郎		
	住所	〒〇〇〇-〇〇 京丹波町〇〇 △番地		
	TEL	〇〇-〇〇△△	FAX	
	e-mail			
ホームページアドレス				

※団体の規約、前年度事業報告・決算報告、団体の活動状況等が分かる資料（チラシ・広報誌等）があれば添付してください。

※申請団体の概要に関しては、上記内容を含むものがありましたら、別紙参照と記載し、添付してください。